

## 介護医療院 ひいろ 入所利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護医療院 ひいろ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、長期に渡る療養を必要とする要介護者である入所者に対し、ケアプランに基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、患者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護医療院サービスを提供し、一方、入所者及び入所者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、入所者が入所同意書を当院に提出したのち平成30年9月1日から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

### (身元引受人)

第3条 入所者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、入所者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済する資力を有すること
  - 2 身元引受人は、入所者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、入所者と連帯して支払う責任を負います。
  - 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 入所者が疾病等により医療機関に入院する場合、入所手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所者が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は入所者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主権者がいる場合、当施設は祭祀主権者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、入所者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### (入所者からの解除)

第4条 入所者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、入所者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切な介護医療院サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 入所者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 入所者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、入所継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 入所者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護医療院サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、入所者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、その月の料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月10日までに作成し、入所者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を翌月の10日から20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、入所者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入所者又は身元引受人に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、入所者の介護医療院サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を完結の日から2年間又は5年間は保管します。

- 2 当施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(入所者の代理人を含みます。)に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を療養録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所等との連携
- ③入所者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④入所者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥学会、研究会等での事例研究発表等

前項に掲げる事項は、退所後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、入所者に対し、当施設における介護医療院サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 2 前1項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は入所者の家族等患者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 入所者及び身元引受人は、当施設の提供する介護医療院サービスに対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「御意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護医療院サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 入所者が利用料金の滞納、または（当施設）設備・備品の破損等、当施設に損害を与えた場合、入所者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(転棟・転室)

第15条 当施設は医療、看護、介護上等の理由により、入所者の転棟・転室を要請する事があります。

(私物管理)

第16条 当施設に私物管理を依頼される場合は、紛失や破損についてご理解頂きご依頼くださるようお願いいたします。万一紛失や破損が起こった場合、当施設では責任を負いかねます。入所者の状態や安全対策上の理由で、私物管理をお断りするケースもございますのでご了承ください。

施設サービス

介護医療院 ひいろ のご案内  
(平成30年9月1日)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護医療院 ひいろ
- ・開設年月日 平成30年9月1日
- ・所在地 広島市佐伯区坪井三丁目818番地の1
- ・電話番号 082-943-7616
- ・ファックス番号 082-923-7179
- ・管理者名 塚野 健
- ・介護保険指定番号 指定介護医療院(34B0200010号)

(2) 介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他のお世話及び機能訓練その他の必要な医療を提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにすることを目的とした施設です。また、入所者の意思及び人格を尊重し常に患者の立場に立ってサービスの提供を行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護医療院 ひいろの運営方針]

「当施設は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、介護医療院サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

指定介護療養サービスの事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス等の綿密な連携を図るものとする。」

### (3) 当施設の職員体制

この施設に勤務する従業員の定数は、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省第5号）第4条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号、以下「基準」という）第142条、に規定する各人員に関する基準を下回らないものとし、次の従業員をおくものとする。

	職員数	業務内容
・管理者	1	統括管理・指導
・医師（歯科医師）	10（3）	検査・投薬・注射・処置など
・看護職員	40	看護
・薬剤師	2	医薬品の供給、服薬の指導
・介護職員	37	介護
・理学療法士	5	理学療法など
・作業療法士	2	作業療法など
・言語聴覚士	2	言語訓練など
・栄養士	1	食事の提供、栄養指導
・介護支援専門員	4	施設サービス計画の作成など
・相談員	1	利用相談・地域との連携など
・事務職員	11	事務

### (4) 入所定員等 ・定員150名

（個室 24室 ・ 2人室 15室 ・ 4人室 24室）

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 利用料金

別紙2及び利用料金表をご覧ください。

### 4. 非常災害対策

#### ・防災設備

避難階段、避難口、防火戸、防火シャッター、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難器具（すべり台、救助袋）、誘導灯および誘導標識、非常電源設備、防災カーテンなど、その他消防法に規定される防災設備

#### ・防災訓練 年2回

### 5. 施設の利用に当たっての留意事項

- ・共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする
- ・火気の取り扱いに注意すること
- ・喧嘩、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと
- ・その他管理上必要な指示に従うこと

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「入所同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

### 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話082-943-7616）

要望や苦情等は、相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。  
そのほか、施設内各箇所に備えつけられた「御意見箱」をご利用ください。

### 9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

# 利用者負担説明書

(令和6年4月1日現在)

介護医療院をご利用される入所者のご負担は、介護保険の給付にかかる通常の1割、2割、3割自己負担分と保険給付対象外の費用（日常生活で通常必要となるものに係る費用や、食費、居住費、個室料等の室料、理美容代、レクリエーション等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類あります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業者）ごとに異なります。

また、入所者のご負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の入所者のご負担につきましては、次頁以降をご参照ください。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅で種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業者は居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、食事、入浴といった加算対象のサービスも、居宅サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅サービス計画は、入所者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護医療院の担当者にご相談ください。

◇ 入所の場合の入所者さま負担額

(1) 保険給付の自己負担額

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの一割自己負担分です。）

※( )内は2割負担分、【 】内は3割負担分です。

	個室の場合			2人部屋・4人部屋の場合		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護度 1	754 円	1,507 円	2,261 円	871 円	1,741 円	2,612 円
介護度 2	870 円	1,739 円	2,607 円	986 円	1,971 円	2,957 円
介護度 3	1,119 円	2,237 円	3,355 円	1,236 円	2,471 円	3,706 円
介護度 4	1,225 円	2,450 円	3,675 円	1,341 円	2,682 円	4,023 円
介護度 5	1,320 円	2,640 円	3,960 円	1,437 円	2,874 円	4,311 円

\*初期加算

入所後30日間に限って上記料金に1日につき32円（63円）【94円】加算されます。

\*外泊加算（6日まで）

外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて379円（757円）【1,135円】となります。

\*他医療機関受診（4日まで）

当該介護医療院以外での診療の必要が生じた場合は上記料金に代えて379円（757円）【1,135円】となります。

\*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき）

介護職員の総数に対して、介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合23円（46円）【69円】加算されます。

\*高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（1月につき）

Ⅰ 第二種協定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している場合11円（21円）【32円】加算されます。

Ⅱ 3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合6円（11円）【16円】加算されます。

**\*新興感染症等施設療養費（1日につき）（1月1回、連続する5日を限度）**

厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関を確保し感染した利用者に対し適切な介護サービスを行った場合251円（502円）【753円】加算されます。

**\*介護職員等処遇改善加算（iv）**

請求書兼領収書の「介護サービス費内訳」の合計単位数 × 2.9%（1ヶ月）が加算されます

（介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境設備とともに、介護職員の賃金改善を目的として創設された加算です。）

**\*夜間勤務等看護加算（Ⅲ）（1日につき）**

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が場合15円（30円）【44円】加算されます。

**\*緊急時施設療養費（1日につき）（1月に1回、連続する3日を限度）**

利用者さまの容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合542円（1,083円）【1,624円】

**\*若年性認知症患者受入加算（1日につき）**

若年性認知症患者（40歳以上65歳の誕生日の前々日までの入所者）に対し、介護医療院サービスを行った場合126円（251円）【377円】

**\*認知症チームケア推進加算（1月につき）**

- I 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応するための取り組みを推進する場合  
157円（314円）【471円】加算されます。
- II 126円（251円）【377円】加算されます。

**\*認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日につき）（入所から7日を限度）**

医師が、認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急に入所が適切であると判断した場合 209円（418円）【627円】

**\*協力医療機関連携加算（1月につき）**

- ・(1) 要件を満たしている協力医療機関の場合  
105円（209円）【314円】\*令和6年まで  
53円（105円）【157円】\*令和7年～
- ・(2) それ以外の協力医療機関の場合6円（11円）【16円】

**\*生産性向上推進体制加算（1月につき）**

見守り機器等のテクノロジーを複数導入し職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っている場合加算されます。

（Ⅰ）105円（209円）【314円】

（Ⅱ）11円（21円）【32円】

**◆栄養管理に関わる体制を整えた場合、下記の料金が加算されます。**

① 経口移行加算（1日につき）

経管により食事を摂取している利用者について、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合 30円（59円）【88円】

② 経口維持加算（1月につき）

経口で食事が摂取できるものの摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、多職種協働により摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行った場合

I 著しい誤嚥が認められる方を対象に行った場合 418円（836円）【1,254円】

II 誤嚥が認められる方を対象に行った場合 105円（209円）【314円】

③ 療養食加算（1食につき）

医師の食事せんに基づき腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合

7円（13円）【19円】

④ 低栄養リスク改善加算（1月につき）

低栄養リスクの高い方に対し、多職種協働により低栄養を改善するための計画作成、栄養・食事調整を行った場合 314円（627円）【941円】

**◆制度の目的に沿って質の評価やデータ活用を行いながら科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を行った場合、下記の料金が加算されます。**

**\*科学的介護推進体制加算**

CHASE・VISIT へのデータ提出とフィードバックの活用により PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を行った場合

I 入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を提出した場合 42円（84円）【126円】

II Iに加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を提出した場合

63円（126円）【189円】

**\*理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算**

リハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進した場合 21円(42円)【63円】加算されます。

**\*褥瘡対策管理指導**

褥瘡の発生予防や状態改善等データ提出とフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進した場合 11円(21円)【32円】

**\*排せつ支援加算(1月につき)**

I 要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用した場合 11円(21円)【32円】

II (I)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

16円(32円)【47円】

III (I)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合

21円(42円)【63円】

**\*自立支援促進加算**

利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施を行った場合 293円(586円)【878円】

**\*栄養マネジメント強化加算**

現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付けるとともに、基本サービスとして、状態に応じた栄養管理の計画的な実施を行った場合 12円(23円)【35円】

**\*口腔衛生管理体制加算(1月につき)**

I 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合 94円(188円)【282円】

II Iに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の実施に当たって当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合 115円(230円)【345円】

◆退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

退所前・後訪問指導加算（1回につき）

退所前後に居宅を訪問して家族等に指示を行った場合 481円（962円）【1,443円】

退所時指導加算（1回につき）

退所時に、入所者及びその家族に指導を行った場合 418円（836円）【1,254円】

退所時情報提供加算(I)（1回につき）（居宅へ退所した場合）

退所時に、退所後の主治医や退所後に関わる機関等に文書で情報を提供した場合  
523円（1,045円）【1,568円】

退所時情報提供加算(II)（1回につき）（医療機関へ退所した場合）

262円（523円）【784円】

退所前連携加算（1回につき）

退所時に指定居宅介護支援事業者等に文書で必要な情報を提供し、連携してサービスの調整を行った場合  
523円（1,045円）【1,568円】

退所時栄養情報連携加算（1回につき）

管理栄養士が退所先医療機関等に対して情報提供した場合 74円（147円）【220円】

訪問看護指示加算（1回につき）

訪問看護指示の場合 314円（627円）【941円】

\*なお、褥瘡対策やリハビリなどの所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

\*厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用は、医療保険適用として、一割または三割の一部負担金を請求させていただきます。

## (2)利用者負担

①食費／1日 1,660円\* (朝食-420円 昼食・夕食-620円)

この自己負担額は1食ごとの利用負担となります。

\*但し栄養管理相当分は、保険給付の対象で施設介護サービス費に加算されます。

②居住費／1日 2人部屋・4人部屋の場合 510円\*  
個室の場合 1,880円\*

\*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の入所者の自己負担額については、別途資料（利用料金表）をご覧ください。

## (3) その他の料金

① 日用品費／1日 230円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

② 室料／1日 個室 2,200円 2人室 1,100円

室料差額のある部屋を希望された場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくことになります。

③ 理美容料／1回 110円～5,500円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

④ レンタル料 22円～330円

施設で用意するタオルや肌着等を使用された場合にいただきます。

⑤ 私物の洗濯代 34円～330円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑥ 寝具等破損代 230円～5,080円

施設の枕カバー等の寝具類や体温計を破損された場合にお支払いいただきます。

⑦ 行事費

小旅行や観劇等の行事にかかるおやつ代や交通費等の実費をいただきます。参加を希望された場合にいただきます。

⑧ 健康管理費

インフルエンザ予防接種等にかかる費用です。希望された場合にいただきます。

⑨ その他の費用 (その都度実費をいただきます)

- ・患者個人の選択により参加するクラブ活動等で使用した材料費
- ・患者個人の選択によりお菓子等を購入された場合
- ・診断書等の文書を希望により発行した場合等にお支払いいただきます。

# 利用料金表

## 基本料金

保険給付の自己負担額 (1割負担) 1日

個室の場合 2・4人部屋の場合

要介護1	754円	871円
要介護2	870円	986円
要介護3	1,119円	1,236円
要介護4	1,225円	1,341円
要介護5	1,320円	1,437円

\*その他所定の対応によって料金が加算されます。

食費	朝食	420円/日
	昼・夕食	620円/日
居住費	個室	1,880円/日
	2・4人部屋	510円/日

\*国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の自己負担額についての詳しくは裏面をご覧ください。

## 加算料金 (すべて保険給付対象外の費用)

日用品費	230円/日	理美容料	
室料		・髭剃り	110円/回
・個室	2,200円/日	・顔剃りのみ	1,100円/回
・2人室	1,100円/日	・調髪	2,750円/回
レンタル料		・丸刈り	2,200円/回
・小タオル	22円/枚	・パーマ	5,500円/回
・中タオル	34円/枚	・白髪染め	5,500円/回
・バスタオル・ハーフケット	56円/枚	・セットのみ(女性)	1,100円/回
・タオルケット	330円/枚	・シャンプー+セット(女性)	1,650円/回
・シャツ・パンツ	276円/枚	・シャンプー+セット(男性)	1,100円/回
・浴衣・パジャマ・甚平	66円/日	寝具等破損代	
・寝巻・室内着	110円/日	・枕カバー	230円/枚
※汚染して交換した場合は 寝巻220円/枚・室内着上・下 各110円/枚		・枕	1,570円/個
・靴下	34円/日	・包布	2,240円/枚
行事費	実費	・シーツ	1,630円/枚
健康管理費	実費	・防水シーツ	2,900円/枚
洗濯代(私物)		・敷布団・掛布団(各)	5,080円/枚
○エプロン	34円/日	・肌布団	3,870円/枚
○タオル・靴下・手袋・ハンカチ等	56円/枚	・白パット	3,630円/枚
○バスタオル・パンツ・シャツ・くつ・ベスト等	110円/枚	・浴衣	2,420円/枚
○トレーナー・ズボン・セーター・パジャマ・保護衣等	220円/枚	・パジャマ上・甚平	1,940円/枚
○タオルケット	330円/枚	・パジャマ下	1,690円/枚
診断書料	診断書の内容により 各550円~11,000円/枚	・寝巻	3,630円/枚
写真、電池、切手、容器、おやつ、電話代、など必要に応じて利用、購入したもの	実費	・室内着上	2,180円/枚
		・室内着下	2,420円/枚
		・電子体温計	2,380円/枚

消費税課税対象の室料・レンタル料・寝具等破損代などについては税込み価格を表示しています。

介護医療院 ひいろ 負担額 ※30日計算

【1割負担】

●第1段階

①生活保護の受給者

	1割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	無し	¥15,000~ ¥25,000/月	無し	無し	/
介護度2					
介護度3					
介護度4					
介護度5					

②住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者

	1割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代	
介護度1	¥15,000/月	¥15,000~ ¥25,000/月	¥9,000/月 (¥300/日×30)	無し	4人	無し
介護度2					2人	¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度5					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)

●第2段階

本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で(合計所得金額+課税年金収入額)が80万円以下の方

	1割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代	
介護度1	¥15,000/月	¥15,000~ ¥25,000/月	¥11,700/月 (¥390/日×30)	4人 2人 個室	4人	無し
介護度2					2人	¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度5					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)

●第3段階

本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で第2段階に該当しない方

	1割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代	
介護度1	¥24,600/月	¥15,000~ ¥25,000/月	¥19,500/月 (¥650/日×30) 又は ¥40,800 (1,360/日×30)	4人 2人 個室	4人	無し
介護度2					2人	¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度5					個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)

●第4段階

①4人・2人部屋入室者

	1割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代	
介護度1	¥26,130/月 (¥871/日×30)	¥15,000~ ¥25,000/月	¥49,800/月 (¥1,660/日×30)	¥15,300/月 (¥510/日×30)	4人	無し
介護度2	¥29,580/月 (¥986/日×30)					
介護度3	¥37,080/月 (¥1,236/日×30)					
介護度4	¥40,230/月 (¥1,341/日×30)					
介護度5	¥43,110/月 (¥1,437/日×30)					

②個室入室者

	1割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	¥22,620/月 (¥754/日×30)	¥15,000~ ¥25,000/月	¥49,800/月 (¥1,660/日×30)	¥56,400/月 (¥1,880/日×30)	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度2	¥26,100/月 (¥870/日×30)				
介護度3	¥33,570/月 (¥1,119/日×30)				
介護度4	¥36,750/月 (¥1,225/日×30)				
介護度5	¥39,600/月 (¥1,320/日×30)				

# 利用料金表

## 基本料金

保険給付の自己負担額 (2割負担) 1日

個室の場合 2・4人部屋の場合

要介護1	1,507円	1,741円
要介護2	1,739円	1,971円
要介護3	2,237円	2,471円
要介護4	2,450円	2,682円
要介護5	2,640円	2,874円

\*その他所定の対応によって料金が加算されます。

食費	朝食	420円/日
	昼・夕食	620円/日
居住費	個室	1,880円/日
	2・4人部屋	510円/日

\*国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の自己負担額についての詳しくは裏面をご覧ください。

## 加算料金 (すべて保険給付対象外の費用)

日用品費	230円/日	理美容料	
室料		・髭剃り	110円/回
・個室	2,200円/日	・顔剃りのみ	1,100円/回
・2人室	1,100円/日	・調髪	2,750円/回
レンタル料		・丸刈り	2,200円/回
・小タオル	22円/枚	・パーマ	5,500円/回
・中タオル	34円/枚	・白髪染め	5,500円/回
・バスタオル・ハーフケット	56円/枚	・セットのみ(女性)	1,100円/回
・タオルケット	330円/枚	・シャンプー+セット(女性)	1,650円/回
・シャツ・パンツ	276円/枚	・シャンプー+セット(男性)	1,100円/回
・浴衣・パジャマ・甚平	66円/日	寝具等破損代	
・寝巻・室内着	110円/日	・枕カバー	230円/枚
※汚染して交換した場合は 寝巻220円/枚・室内着上・下 各110円/枚		・枕	1,570円/個
・靴下	34円/日	・包布	2,240円/枚
行事費	実費	・シーツ	1,630円/枚
健康管理費	実費	・防水シーツ	2,900円/枚
洗濯代(私物)		・敷布団・掛布団(各)	5,080円/枚
○エプロン	34円/日	・肌布団	3,870円/枚
○タオル・靴下・手袋・ハンカチ等	56円/枚	・白パット	3,630円/枚
○バスタオル・パンツ・シャツ・くつ・ベスト等	110円/枚	・浴衣	2,420円/枚
○トレーナー・ズボン・セーター・パジャマ・保護衣等	220円/枚	・パジャマ上・甚平	1,940円/枚
○タオルケット	330円/枚	・パジャマ下	1,690円/枚
診断書料	診断書の内容により 各550円~11,000円/枚	・寝巻	3,630円/枚
写真、電池、切手、容器、おやつ、電話代、など必要に応じて利用、購入したもの	実費	・室内着上	2,180円/枚
		・室内着下	2,420円/枚
		・電子体温計	2,380円/枚

消費税課税対象の室料・レンタル料・寝具等破損代などについては税込み価格を表示しています。

介護医療院 ひいろ 負担額 ※30日計算

【2割負担】

●第1段階

①生活保護の受給者

	2割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	無し	¥15,000~ ¥25,000/月	無し	無し	/
介護度2					
介護度3					
介護度4					
介護度5					

②住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者

	2割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代		
介護度1	¥15,000/月	¥15,000~ ¥25,000/月	¥9,000/月 (¥300/日×30)	4人 2人	無し	4人	無し
介護度2						2人	¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3				個室	¥16,500/月 (¥550/日×30)	個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4							
介護度5							

●第2段階

本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で(合計所得金額+課税年金収入額)が80万円以下の方

	2割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代		
介護度1	¥15,000/月	¥15,000~ ¥25,000/月	¥11,700/月 (¥390/日×30)	4人 2人	¥12,900/月 (¥430/日×30)	4人	無し
介護度2						2人	¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3				個室	¥16,500/月 (¥550/日×30)	個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4							
介護度5							

●第3段階

本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で第2段階に該当しない方

	2割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代		
介護度1	¥24,600/月	¥15,000~ ¥25,000/月	¥19,500/月 (¥650/日×30) 又は ¥40,800 (1,360/日×30)	4人 2人	¥12,900/月 (¥430/日×30)	4人	無し
介護度2						2人	¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3				個室	¥41,100/月 (¥1,370/日×30)	個室	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4							
介護度5							

●第4段階

①4人・2人部屋入室者

	2割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代	
介護度1	¥52,230/月 (¥1,741/日×30)	¥15,000~ ¥25,000/月	¥49,800/月 (¥1,660/日×30)	¥15,300/月 (¥510/日×30)	4人	無し
介護度2	¥59,130/月 (¥1,971/日×30)					
介護度3	¥74,130/月 (¥2,471/日×30)				2人	¥33,000/月 (¥1,100/日×30)
介護度4	¥80,460/月 (¥2,682/日×30)					
介護度5	¥86,220/月 (¥2,874/日×30)					

②個室入室者

	2割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	¥45,210/月 (¥1,507/日×30)	¥15,000~ ¥25,000/月	¥49,800/月 (¥1,660/日×30)	¥56,400/月 (¥1,880/日×30)	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度2	¥52,170/月 (¥1,739/日×30)				
介護度3	¥67,110/月 (¥2,237/日×30)				
介護度4	¥73,500/月 (¥2,450/日×30)				
介護度5	¥79,200/月 (¥2,640/日×30)				

# 利用料金表

## 基本料金

保険給付の自己負担額 (3割負担) 1日

個室の場合 2・4人部屋の場合

要介護1	2,261円	2,612円
要介護2	2,609円	2,957円
要介護3	3,355円	3,706円
要介護4	3,675円	4,023円
要介護5	3,960円	4,311円

\*その他所定の対応によって料金が加算されます。

食費	朝食	420円/日
	昼・夕食	620円/日
居住費	個室	1,880円/日
	2・4人部屋	510円/日

\*国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の自己負担額についての詳しくは裏面をご覧ください。

## 加算料金 (すべて保険給付対象外の費用)

日用品費	230円/日	理美容料	
室料		・髭剃り	110円/回
・個室	2,200円/日	・顔剃りのみ	1,100円/回
・2人室	1,100円/日	・調髪	2,750円/回
レンタル料		・丸刈り	2,200円/回
・小タオル	22円/枚	・パーマ	5,500円/回
・中タオル	34円/枚	・白髪染め	5,500円/回
・バスタオル・ハーフケット	56円/枚	・セットのみ(女性)	1,100円/回
・タオルケット	330円/枚	・シャンプー+セット(女性)	1,650円/回
・シャツ・パンツ	276円/枚	・シャンプー+セット(男性)	1,100円/回
・浴衣・パジャマ・甚平	66円/日	寝具等破損代	
・寝巻・室内着	110円/日	・枕カバー	230円/枚
※汚染して交換した場合は 寝巻220円/枚・室内着上・下 各110円/枚		・枕	1,570円/個
・靴下	34円/日	・包布	2,240円/枚
行事費	実費	・シーツ	1,630円/枚
健康管理費	実費	・防水シーツ	2,900円/枚
洗濯代(私物)		・敷布団・掛布団(各)	5,080円/枚
○エプロン		・肌布団	3,870円/枚
○タオル・靴下・手袋・ハンカチ等		・白パット	3,630円/枚
○バスタオル・パンツ・シャツ・くつ・ベスト等		・浴衣	2,420円/枚
○トレーナー・ズボン・セーター・パジャマ・保護衣等		・パジャマ上・甚平	1,940円/枚
○タオルケット		・パジャマ下	1,690円/枚
診断書料	診断書の内容により 各550円~11,000円/枚	・寝巻	3,630円/枚
写真、電池、切手、容器、おやつ、電話代、など必要に応じて利用、購入したもの	実費	・室内着上	2,180円/枚
		・室内着下	2,420円/枚
		・電子体温計	2,380円/枚

消費税課税対象の室料・レンタル料・寝具等破損代などについては税込み価格を表示しています。

介護医療院 ひいろ 負担額 ※30日計算

【3割負担】

●第1段階

①生活保護の受給者

	3割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	無し	¥15,000～ ¥25,000/月	無し	無し	/
介護度2					
介護度3					
介護度4					
介護度5					

②住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者

	3割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	¥15,000/月	¥15,000～ ¥25,000/月	¥9,000/月 (¥300/日×30)	4人 2人 個室 無し ¥16,500/月 (¥550/日×30)	4人 無し
介護度2					2人 ¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3					個室 ¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4					
介護度5					

●第2段階

本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で(合計所得金額+課税年金収入額)が80万円以下の方

	3割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	¥15,000/月	¥15,000～ ¥25,000/月	¥11,700/月 (¥390/日×30)	4人 ¥12,900/月 (¥430/日×30) 2人 個室 ¥16,500/月 (¥550/日×30)	4人 無し
介護度2					2人 ¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3					個室 ¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4					
介護度5					

●第3段階

本人及び世帯全員が住民税非課税世帯で第2段階に該当しない方

	3割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	¥24,600/月	¥15,000～ ¥25,000/月	¥19,500/月 (¥650/日×30) 又は ¥40,800 (1,360/日×30)	4人 ¥12,900/月 (¥430/日×30) 2人 個室 ¥41,100/月 (¥1,370/日×30)	4人 無し
介護度2					2人 ¥33,300/月 (¥1,100/日×30)
介護度3					個室 ¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度4					
介護度5					

●第4段階

①4人・2人部屋入室者

	3割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	¥78,360/月 (¥2,612/日×30)	¥15,000～ ¥25,000/月	¥49,800/月 (¥1,660/日×30)	¥15,300/月 (¥510/日×30)	4人 無し
介護度2	¥88,710/月 (¥2,957/日×30)				
介護度3	¥111,180/月 (¥3,706/日×30)				2人 ¥33,000/月 (¥1,100/日×30)
介護度4	¥120,690/月 (¥4,023/日×30)				
介護度5	¥129,330/月 (¥4,311/日×30)				

②個室入室者

	3割負担	日常生活費	食費	居住費	部屋代
介護度1	¥67,830/月 (¥2,261/日×30)	¥15,000～ ¥25,000/月	¥49,800/月 (¥1,660/日×30)	¥56,400/月 (¥1,880/日×30)	¥66,000/月 (¥2,200/日×30)
介護度2	¥78,270/月 (¥2,609/日×30)				
介護度3	¥100,650/月 (¥3,355/日×30)				
介護度4	¥110,250/月 (¥3,675/日×30)				
介護度5	¥118,800/月 (¥3,960/日×30)				

## 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

### 介護・診療情報の提供

- ◆ご自身の病状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師または相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

### 介護・診療情報の開示

- ◆ご自身の介護・療養記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、担当医師または相談員に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

### 個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆当施設が保有する個人情報（介護・療養記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。担当医師にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

### 個人情報の利用目的

- ◆個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- ◆当施設は介護・医療専門職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

### ご希望の確認と変更

- ◆入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者さまご本人宛に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、ご本人以外には連絡いたしません。
- ◆療養室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいと考えます。
- ◆電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。
- ◆一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

### 相談窓口

- ◆ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。  
個人情報保護相談窓口 医療法人ピーアイエー事務部（ナカムラ病院受付）

平成30年9月1日

介護医療院 ひいろ 院長 塚野 健

# 別紙：通常の業務で想定される個人情報の利用目的

## 【利用者さまへの介護サービスの提供に必要な利用目的】

### 〔介護医療院施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者さま等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・利用者さまへの介護サービスに係る当施設の管理運營業務のうち、
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者さまの介護・医療サービスの向上

### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者さま等に提供する介護サービスのうち、
  - －利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者などとの連携（サービス担当者介護等）、照会への回答
  - －利用者さまの診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託・その他の業務委託
  - －家族等への心身の症状説明
- ・介護保険事務のうち、
  - －保険事務の委託
  - －審査支払期間へのレセプトの提出
  - －審査支払期間または保険者への照会
  - －審査支払期間または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 〔当施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運營業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

### 〔学会・医学誌等への発表〕

- －特定の入所者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運營業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 保険給付の自己負担額の減免について

以下のような減免制度がありますので、ご利用ください。  
詳しくは医療福祉相談員におたずねください。

お手持ちの保険証類	支給対象費用	ご利用方法・手続き
被爆者健康手帳	一部負担金	手帳を、毎月受付窓口に提示
重度障害者医療費受給者証 ・ 広島市の方 ・ 一部の市の方	一部負担金	受給者証を、毎月受付窓口に提示 <u>負担金助成金支給申請書の必要事項を記入・押印し、毎月受付窓口に提出</u>
特定医療費（指定難病）受給者証	一部負担金の一部 (所得に応じてひと月に2,500円～30,000円を自己負担)	受給者証を、毎月受付窓口に提示
介護保険負担限度額認定証 ・ 住民税非課税世帯	居住費・食費の一部 (所得に応じて減額)	認定証を、毎月受付窓口に提示
・ 住民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給権者	・ 居住費 (2人・4人部屋入所者は負担金なし。個室入所者は一日490円に減額) ・ 食費 (1日300円に減額)	
・ 生活保護	一部負担金 食費 居住費	なし